

今号の主な内容

- 環境美化デー・高齢者インフルエンザ予防接種...2面
健康・保健所・休日・休日準夜急診療所...3面
障害関係手当・交通関係の割引...4面
児童手当等・ひとり親家庭...5面
図書館・公民館・スポーツセンター・芸能文化祭...6面
児童館・歴史館・多摩六都・みんなのひろば...7面
今月の相談・社会福祉協議会・官公署...8面



10月26日(日)

第16回東村山市リサイクルフェア

問い合わせ ごみ減量推進課

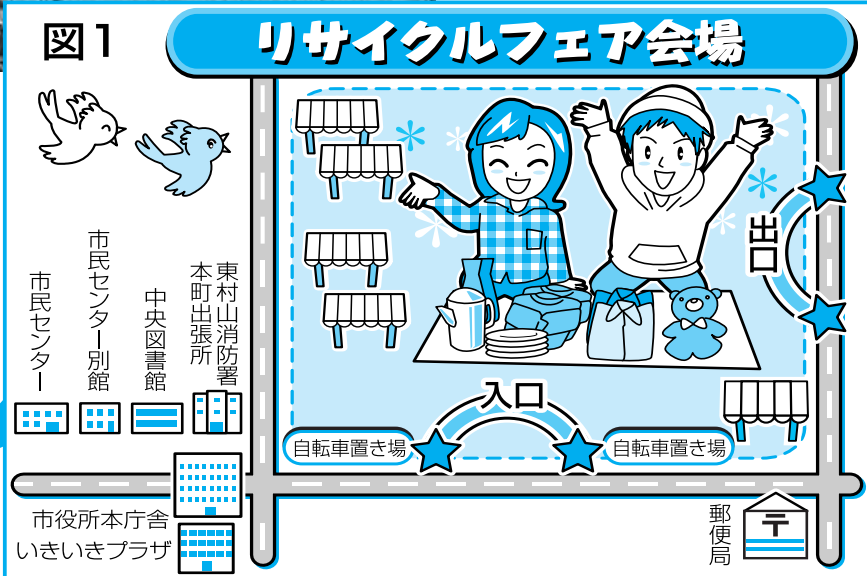
市では、資源循環型都市「東村山」を目指して、ごみ減量とリサイクルに取り組んでいます。その一環として、リサイクルフェアを開催しますので、ぜひお越し下さい。

日時 10月26日(日)
午前10時～午後3時
※雨天中止
場所 市役所本庁舎北東の舗装空地(市役所臨時駐車場跡地・図1参照)

フリーマーケット
日用品から衣類まで、様々な品物が60区画に大集合します。(出店者の募集は終了しました)
マイバッグ作成講習・リサイクル工夫品の展示
マイバッグの作り方をわかりやすく説明します。アイデアリサイクル品の展示なども行ないます。

古紙リサイクル教室
再利用できる紙と、できない紙の区別などをわかりやすく説明します。
模擬店コーナー
福祉団体による食べ物や飲み物の販売を行ないます。
ごみ減量・リサイクル相談
日常のごみの出し方など、ごみに関する相談やごみの分別クイズ、エコグッズの販売を行ないます。
※会場には駐車場がありません。車での来場はご遠慮下さい。
※トイレは市民センター別館(身障者用あり)をご利用下さい。

多くの市民でにぎわう昨年のリサイクルフェア



10月はマイバッグ持参キャンペーン期間です
深刻化する環境問題に対応するためには、私たち一人ひとりが日々、環境に負荷の少ない消費生活をしていくことが求められています。そこで、多摩北部都市広域行政協議会(多摩六都(小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市))では、次の3項目を推進する「マイバッグ持参キャンペーン」を10月に実施します。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。



美住リサイクルショップ「夢ハウス」
「夢ハウス」(美住町2-11-32・図2参照)は、ごみでできるだけ「出さない」、出たごみはできるだけ「燃やさない」・「埋め立てない」、また「資源として循環するまじ」を目標に、ごみの減量とリサイクルの促進を啓発する施設です。
また、古布や傘布からマイバッグを作る講習会やフリーマーケットの開催、市民の皆さんから粗大ごみとして出た家具等を再生し廉価で販売するなど、様々な催しを市報等でお知らせし(今号は左記の「包丁とギ」)、開催しています。誰でも気軽にごみのことについての勉強や催しに参加できる場所ですので、ぜひご来館下さい。

リサイクルショップ「夢ハウス」
☎394-1141



「ここ」に相談したらよいか
わからない!「相談したいが時間がなかなか取れない」などというかたのために、秋の市民総合相談を開催します。
①買い物にはマイバッグ(買利物袋を持参しましょう)
②不要な包装は断りましょう。
③買利物をする際は、再生素材の製品や詰替品などの環境に配慮した商品を選んで買しましょう。
問い合わせ ごみ減量推進課

包丁とギ
★刃こぼれのひどいもの、セラミック・チタン等材質が特殊なもの、職業専門包丁はお預かりできません。
問い合わせ 夢ハウス

フリーマーケットの開催、市民の皆さんから粗大ごみとして出た家具等を再生し廉価で販売するなど、様々な催しを市報等でお知らせし(今号は左記の「包丁とギ」)、開催しています。誰でも気軽にごみのことについての勉強や催しに参加できる場所ですので、ぜひご来館下さい。

秋の市民総合相談
「ここ」に相談したらよいか
わからない!「相談したいが時間がなかなか取れない」などというかたのために、秋の市民総合相談を開催します。
①行政相談 内容は左記の「秋の行政相談週間」の記事を参照下さい。
②人権の上相談 人権侵害、家庭内でのいじめ、近所づきあいでの悩み(ご近所)など
③表示登記相談 表示登記に関すること
④労働相談 労働条件、労使間のトラブル、職場における男女差別、セクシュアルハラスメントなど、労働に関すること
⑤法律相談 相続、離婚、賃貸マンションやアパートの立退きなど、日常生活の問題で法律相談に関すること
⑥交通事故相談 交通事故の被害者又は加害者の損害賠償問題、示談のしかた、保険の取り扱いなど、交通事故に関する手続きなど、交通事故に関すること
⑦不動産取引相談 不動産売買や賃貸借など、不動産取引に関すること
⑧税務相談 相続税、贈与税、不動産を売却するとき、税金はどのくらいかかるのかなど、税金全般に関すること
⑨登記相談 不動産を売却したときの所有権移転権利証の内容、抵当権の登記など、不動産の登記に関すること
受付方法
①～④は当日受付
⑤～⑨は予約制
予約受付 10月2日(木)から直接又は電話で市民生活課(本庁舎1階)へ
問い合わせ 市民生活課

秋の行政相談週間
10月20日(月)～26日(日)
この週間は、広く国民の皆さんに行政相談制度について周知し、この制度を利用していただくために設けている期間です。
国の仕事などについて「説明に納得できない」、「処理が間違っている」などの苦情や要望がありましたら、行政相談委員が相談に応じます。秘密は守られますので、気軽にご利用下さい。

秋の行政相談週間
10月20日(月)～26日(日)
この週間は、広く国民の皆さんに行政相談制度について周知し、この制度を利用していただくために設けている期間です。
国の仕事などについて「説明に納得できない」、「処理が間違っている」などの苦情や要望がありましたら、行政相談委員が相談に応じます。秘密は守られますので、気軽にご利用下さい。

秋の行政相談週間
10月20日(月)～26日(日)
この週間は、広く国民の皆さんに行政相談制度について周知し、この制度を利用していただくために設けている期間です。
国の仕事などについて「説明に納得できない」、「処理が間違っている」などの苦情や要望がありましたら、行政相談委員が相談に応じます。秘密は守られますので、気軽にご利用下さい。

行政相談
日時 毎月第4木曜日(12月は第3木曜日)の午後1時～3時30分
場所 市民生活課(本庁舎1階)
※10月は右記の「秋の市民総合相談」の日時・場所で行ないます。
行政相談委員(敬称略)
氏名 住所 電話
立河 健 久米川町 391-0143
北久保年雄 諏訪町 392-0793
富摩 彰子 多摩湖町 396-3033

秋の行政相談週間
10月20日(月)～26日(日)
この週間は、広く国民の皆さんに行政相談制度について周知し、この制度を利用していただくために設けている期間です。
国の仕事などについて「説明に納得できない」、「処理が間違っている」などの苦情や要望がありましたら、行政相談委員が相談に応じます。秘密は守られますので、気軽にご利用下さい。

秋の行政相談週間
10月20日(月)～26日(日)
この週間は、広く国民の皆さんに行政相談制度について周知し、この制度を利用していただくために設けている期間です。
国の仕事などについて「説明に納得できない」、「処理が間違っている」などの苦情や要望がありましたら、行政相談委員が相談に応じます。秘密は守られますので、気軽にご利用下さい。